

美しい景観づくりについて

実施概要

担当部局	実施期間	対象者数	回答者数	回答率
景観まちづくり室	2010年02月09日から 2010年03月02日まで	1502	1018	67%

三重県県土整備部景観まちづくり室です。

県が、美しい景観づくりを進めていくにあたり、今後の景観施策の参考とするため、アンケートを実施します。

このアンケートで言う「景観」とは、山、川、海岸、まち並みなどの眺めであり、目に見えるものを言い、一般的に言う「風景」「景色」と同じ意味です。「屋外広告物」とは、立看板、はり紙、広告板、広告塔などを言います。「地域」とは、北勢地域（鈴鹿市及び亀山市以北）、中勢地域（津市・松阪市・多気郡）、伊勢志摩地域（伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡）、伊賀地域（名張市・伊賀市）、東紀州地域（紀北町以南）を言います。

■ Q1 景観への関心

あなたは、景観について、関心がありますか。

合計	1018	
非常に関心がある	335	32.9%
ある程度関心がある	618	60.7%
あまり関心がない	60	5.9%
全く関心がない	5	0.5%

■ Q2 地域の景観の印象

あなたの地域の景観の印象をお聞かせください。

合計	1018	
非常に良い	70	6.9%
どちらかといえば良い	595	58.4%
どちらかといえば良くない	244	24.0%
良くない	59	5.8%
わからない	50	4.9%

■ Q3 景観法について

あなたは、「景観法」（平成16年6月公布）をご存じですか。（三重県では、「景観法」、「三重県景観づくり条例」（平成19年10月公布）に基づき、美しい景観づくりを、県民の皆さんとともに進めていくため、景観づくりの目標、基本方針や規制などを定めた「三重県景観計画」（平成20年4月施行）を運用しています。）

合計	1018	
内容も含めて知っている	35	3.4%

名称を聞いたことはあるが、内容はあまり知らない	411	40.4%
名称も含めて今回初めて聞いた	572	56.2%

■ Q4 将来に残していきたい景観

三重県の景観のうち、将来に残していきたい景観とはどのようなものですか。（3つまで選択）

合計	1018	
河川の景観（宮川などの清流や木曾三川の河口付近など）	412	40.5%
海岸の景観（白砂青松のある伊勢湾やリアス式海岸と七里御浜のある熊野灘など）	483	47.4%
田園・農地の景観（平野部に広がる田園や傾斜地につくられた棚田、果樹園など）	234	23.0%
山並みの景観（鈴鹿山脈や大台山系など）	324	31.8%
山頂からの眺望景観（御在所岳や朝熊山の展望台などから眺める景観）	146	14.3%
歴史的なまち並みや街道の景観（関宿のまち並み、東海道、参宮街道など）	512	50.3%
名所・旧跡の景観（伊勢神宮、熊野古道、伊賀上野城など）	551	54.1%
農山漁村集落の景観（地域の文化を守っている農山漁村の集落など）	97	9.5%
土木構造物の景観（伊勢湾岸道路やパールロードに架かる橋など）	17	1.7%
産業やテーマパークの景観（コンビナートや志摩スペイン村など）	36	3.5%
市街地の景観（駅前空間、商業地、オフィス街など）	70	6.9%
住宅地の景観（住宅団地など）	40	3.9%
その他	5	0.5%
特になし	5	0.5%

■ Q5 景観の美しさを損ねているもの

あなたの地域で景観の美しさを損ねているものは何だと思いますか。（3つまで選択）

合計	1018	
電線、電柱、鉄塔	442	43.4%
ブロック塀	31	3.0%
形や高さなどが不揃いなまち並み	114	11.2%

派手な色彩の建築物	101	9.9%
緑の少ないまち並み	166	16.3%
道路標識・交通標識	27	2.7%
汚れた海岸、川、池、溝	520	51.1%
放置されているごみ	548	53.8%
地肌がむき出しの山の斜面	140	13.8%
路上駐車・放置自転車	170	16.7%
高層建築物	46	4.5%
耕作放棄された水田などの農地	129	12.7%
ロードサイド店舗・郊外型大型店舗	33	3.2%
ラッピング広告された列車やバス	42	4.1%
道路や橋などの公共施設	23	2.3%
看板やはり紙などの屋外広告物	212	20.8%
その他	43	4.2%
特になし	13	1.3%

■ Q6 行政の取組

あなたは、美しい景観づくりを進めるためには、行政はどのような取組をする必要があると思いますか。（3つまで選択）

合計	1018	
民間施設のデザインを周辺の景観に配慮するよう誘導する	317	31.1%
公共施設のデザインを周辺の景観に配慮する	271	26.6%
住民、民間企業などの取組を支援する助成事業を実施する	351	34.5%
勉強会、シンポジウムなどの開催による意識啓発を行う	160	15.7%
景観づくりに関する事例などの情報提供を行う	314	30.8%
自分の建物や周辺の建物などの景観について相談窓口を設置する	43	4.2%
モデル的な事業を実施し、景観づくりの見本を示す	316	31.0%
建築物や広告、看板などに対し基準やルールを定め、誘導する	443	43.5%
景観づくりの具体的な方法を記した冊子をつくり、配布する	114	11.2%

景観に関する専門家を地域に派遣する	122	12.0%
その他	55	5.4%
行政が取り組む必要はない	16	1.6%

■ Q7 周辺の景観との調和を図るために重要なもの

県は良好な景観を守っていくため、建築物などを建築する際には周辺の景観と調和を図るために次の項目等について配慮を求めています。調和を図るためには何が重要だと思いますか。（2つまで選択）

合計	1018	
敷地における建築物の配置	202	19.8%
建築物の高さ	328	32.2%
建築物の形	165	16.2%
建築物の外壁・屋根の色	476	46.8%
建築物の素材	68	6.7%
敷地の緑化	452	44.4%
その他	36	3.5%
わからない	55	5.4%

■ Q8 屋外広告物の印象

あなたの地域の看板などの屋外広告物の印象をお聞かせください。

合計	1018	
非常に良い	4	0.4%
どちらかといえば良い	233	22.9%
どちらかといえば良くない	444	43.6%
良くない	141	13.9%
わからない	196	19.3%

■ Q9 どちらかといえば良くない又は良くない理由

Q8で「どちらかといえば良くない」又は「良くない」を選択された場合は、その理由をお聞かせください。（2つまで選択）

合計	585	
看板などの高さ	21	3.6%
看板などの面積	62	10.6%
看板などの派手な色彩	229	39.1%
看板などの場所	153	26.2%
看板などに使用されている電飾	52	8.9%

看板などの数の多さ	178	38.4%
古く錆びた看板など	225	38.5%
台風や地震などによる落下の危険性がある看板など	71	12.1%
人や車の通行の障害となっている看板など	61	10.4%
その他	17	2.9%

■ Q10 看板などの設置の許可

あなたは、看板などを設置する際に、県又は市町の許可が必要であることをご存じですか。（三重県では、「三重県屋外広告物条例」（昭和41年10月公布）で許可地域、禁止地域、禁止物件などを定めています。）

合計	1018	
知っている	547	53.7%
知らない	471	46.3%

■ Q11 重点的に取り組むべき地域

あなたは、県が良好な景観の形成に重点的に取り組むべき地域はどこだと思いますか。

合計	1018	
北勢地域	171	16.8%
中勢地域	129	12.7%
伊勢志摩地域	293	28.8%
伊賀地域	35	3.4%
東紀州地域	32	3.1%
県内全域	358	35.2%